

取扱いの趣旨

本検査は、循環器疾患の診断、経過観察に最も基本的な検査である。胃炎、気管支喘息、肋間神経痛又は高尿酸血症は、必ずしも心臓に負荷がかかるものではなく、有用性は低いため、算定は原則として認められない。

支払基金が公表している取扱いの全文

【検査】

《令和7年4月30日》

506 心電図検査（高血圧症等）の算定について

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD208心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「5」その他（6誘導以上）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 高血圧症 (2) 前胸部痛（初診時）
- ② 次の傷病名に対するD208心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「5」その他（6誘導以上）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 胃炎 (2) 気管支喘息 (3) 肋間神経痛 (4) 高尿酸血症

○ 取扱いを作成した根拠等

心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導は、心筋の興奮を体外から電位変化として記録するもので、虚血性心疾患などの循環器疾患の診断、経過観察を行う上で最も基本的な検査である。また、「5」その他（6誘導以上）も12誘導心電図と同様の目的で、緊急時、測定時間短縮を図る場合などに用いられる。

高血圧症の患者の場合、心臓への負荷、特に左室肥大などの循環器合併症の診断、経過観察に有用であり、また、狭心痛の可能性が高い前胸部痛においては、虚血性心疾患の早期診断に有用である。

以上のことから、上記①の高血圧症及び前胸部痛（初診時）に対するD208心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「5」その他（6誘導以上）の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②の傷病名は、必ずしも心臓に負荷のかかるものではなく、心電図検査の有用性は低いことから、原則として認められないと判断した。

グラフの見方

1 棒グラフ(該当レセプトの審査結果)

当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト
1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2 折れ線グラフ

取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】 審査の結果

査定	返戻	: 取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

審査結果の概要

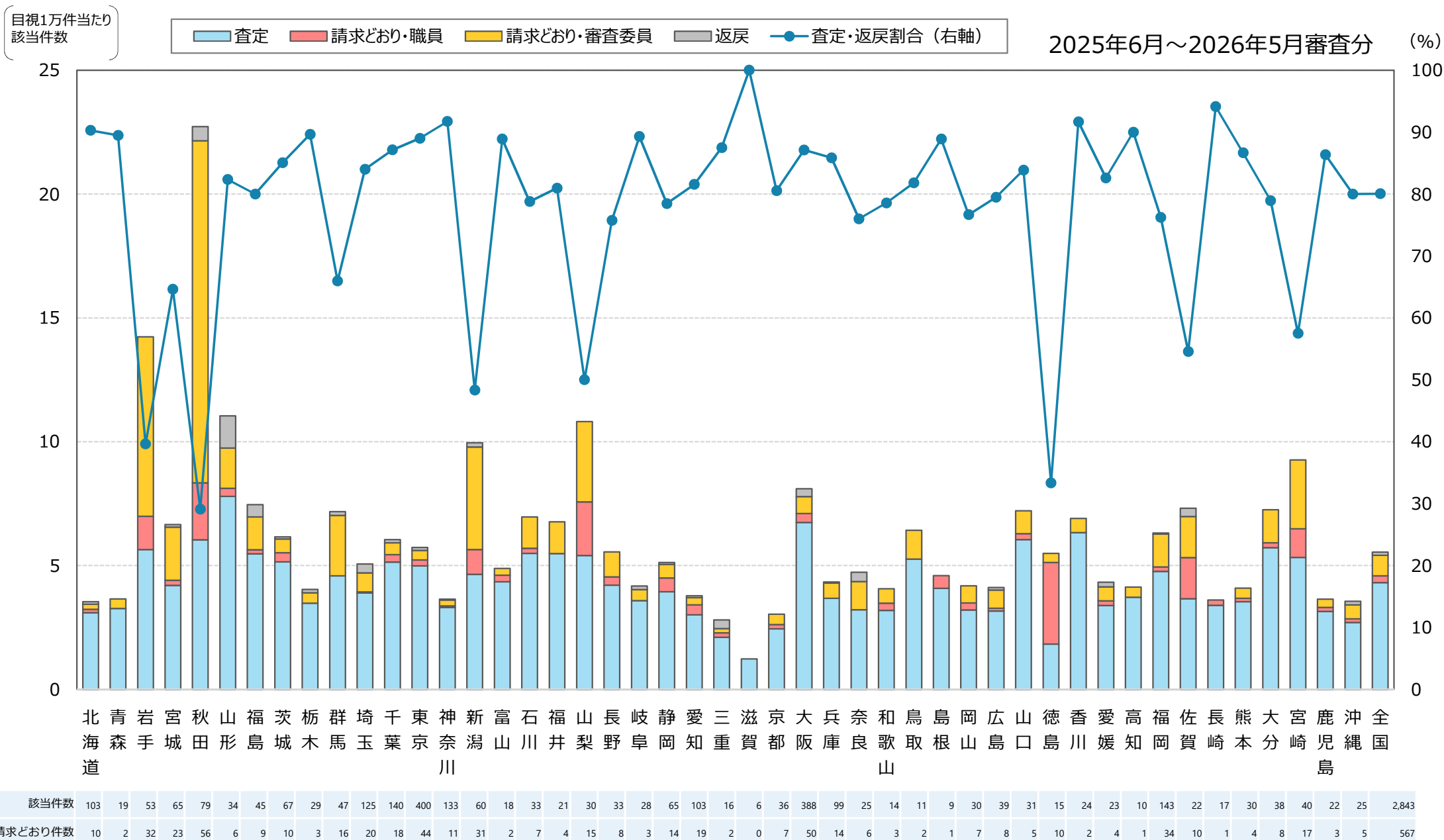
➤ 全国の査定・返戻割合 80.06%

➤ 検証対象都道府県 34

検証観点	都道府県※	備考
査定・返戻割合が低い	秋田、徳島、岩手、新潟、山梨、佐賀、宮崎、宮城、群馬、長野、奈良、福岡、岡山、静岡、和歌山、石川	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	徳島、秋田、山梨、佐賀、岩手、宮崎、新潟、静岡、愛知、茨城、大阪、長野、山形、千葉、和歌山、岡山	対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	秋田、岩手、新潟、山梨、宮崎、群馬、宮城、佐賀、山形、大分、福島、福岡、福井、石川、鳥取、奈良	//

※検証対象都道府県が16を超えたため、16都道府県を限度に表記している

該当件数（全国）	【条件】	2,843件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	2,276件
検証を必要とする審査	請求どおり	567件



【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数